

鳥取県経営所得安定対策等推進事業費補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請書提出 (申請時期は4月上旬の予定です。)

○交付申請書は、下記提出先へ郵送又はメール等で提出してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

○交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

○この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先へ郵送又はメール等で提出してください。

4. 事業完了

○事業の完了とは、補助対象経費の支払いが全て完了した日です。

○この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止の日から20日以内又は 翌年度の4月5日まで)

○実績報告書は、下記提出先へ郵送又はメール等で提出してください。

◎補助金の支払い

※補助金は年度内に数回に分けて概算払で支出します。

実績報告書により、概算払金額に余剰があった場合は、
翌年度に精算(戻入)を行います。

資料提出・問い合わせ先

所轄の地方事務所(東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、
西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センター)の各農(林)業振興課(室)

鳥取県庁農林水産部農業振興局生産振興課

0857-26-7283 seisanshinkou@pref.tottori.lg.jp